

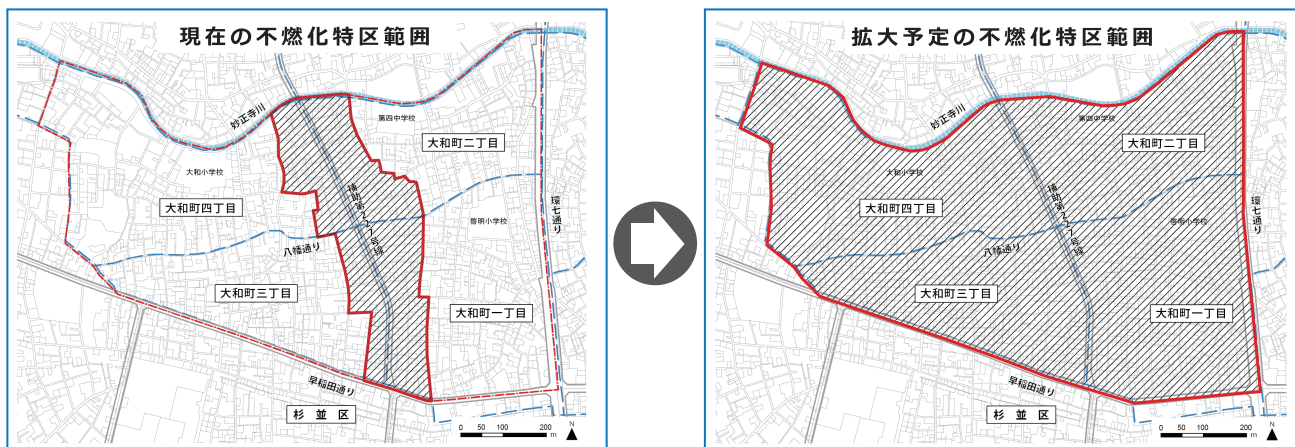
不燃化特区の区域拡大に関する説明会のお知らせ

平成 29 年 2 月 / 発行：中野区都市基盤部地域まちづくり分野

大和町地区のまちづくりについては、大和町中央通りの拡幅整備を契機として平成 25 年度より取り組みを開始し、「大和町まちづくりの会」など地域での熱心な検討がされてきました。まちづくりの取り組みの一つとして、東京都と区が連携して不燃化を推進するための支援策を展開できる「不燃化特区」を「大和町中央通り沿道地区」において平成 26 年度より先行的に導入しています。

この度、災害に強いまちづくりを大和町地区全域にて推進するために、不燃化特区の区域を拡大するよう東京都に申請を行い、東京都との協議を重ねています。平成 29 年 4 月ごろに区域拡大の指定を受ける予定です。(事業期間平成 32 年度まで)

これに先立ち、拡大予定範囲にお住まいの方を対象として、不燃化特区制度についての説明会を下記の通り開催しますのでお知らせいたしますので、是非ご参加ください。



◆日程

※会場の都合により町丁目ごとに日程を分けて行います。

対象者	日時	会場
大和町一丁目にお住まいの方	3月6日(月) 午後7時～8時半	
大和町二丁目にお住まいの方	3月7日(火) 午後7時～8時半	
大和町三丁目にお住まいの方	3月9日(木) 午後7時～8時半	
大和町四丁目にお住まいの方	3月10日(金) 午後7時～8時半	
対象日にご都合がつかない方	3月11日(土) 午前10時～11時半	

※一時保育・手話通訳希望の方は、2月24日(金)までに、下記担当へ住所、氏名、電話番号(一時保育希望の方は、お子さんの名前と月年齢)を伝えたくて、お申込みください。会場の都合上、一時保育の申込みは先着3名様とさせていただきます。

※会場には駐車場がありません。お車でのご来場はご遠慮ください。

★★★★★ 問い合わせ先 ★★★★★

中野区 都市基盤部 地域まちづくり分野 大和町まちづくり担当

電話：03-3228-8727(直通) / FAX：03-3228-8943

不燃化特区とは 《平成 32 年度までの取り組み》

不燃化特区とは、都内の木造住宅密集市街地のうち大地震が発生した際、特に大きな被害が想定される地域を対象として、重点的・集中的な取り組みを実施し、木造住宅密集地域を燃えない・燃え広がらないまちとするためのものです。

◆不燃化特区補助制度の概要

1. 老朽建築物の建替え費の補助

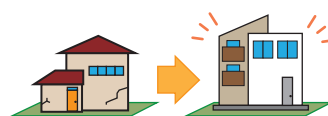
老朽建築物の建替えを行う個人の方にその費用の一部を補助するものです。

【補助の対象となる方】

老朽建築物の建替えを行う個人の方
(建物所有の有無は問いません)

【補助の対象となる費用】

- ① 解体除却・整地費
- ② 仮住居費
- ③ 建築設計・工事管理費



2. 老朽建築物の解体除却費の補助

老朽建築物の解体除却を行う方にその費用の一部を補助するものです。

【補助の対象となる方】

老朽建築物の解体除却を行う方
(建物所有の有無、個人、法人は問いません)

【補助の対象となる費用】

- ① 解体除却・整地費



3. 老朽建築物除却後の土地管理の補助

不燃化特区の補助により老朽建築物を除却した土地を所有者の方が、更地として管理する場合、その管理に要する費用の一部を補助します。

【補助の対象となる方】

老朽建築物の除却費補助を受け建物が除却された土地の所有者



★その他、補助要件があります。

★補助は予算の範囲内で、それぞれ限度額があります。

★都、区の他の事業で同一の費用に対する補助金を受けた場合は補助の対象となりません。

○固定資産税・都市計画税の減免制度があります。

不燃化特区内で次の場合、都税事務所への申請により税の減免を受けることができます。

- ・木造家屋などから耐火建築物や準耐火建築物へ建替えた住宅
⇒5年間、新築した住宅に係る固定資産税・都市計画税を減免
- ・老朽建築物を除却し適正に管理している土地
⇒最大5年間、小規模住宅用地並に固定資産税・都市計画税を軽減

○補助金はどれくらい？

築15年で延べ床面積100㎡の
一戸建ての木造住宅を建替える場合

- ◆240万円(除却費)
- ◆40万円(仮住居費)
- ◆141万6千円(建築設計費等)

最大で421万6千円

★不燃化特区補助制度の情報は中野区ホームページでもご覧になれます。

(中野区トップページの検索から「不燃化特区」で検索)↓

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/502500/d017493.html>